

令和5年度第1回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和5年5月23日（火）

立川市福祉保健部保険年金課

令和5年度第1回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和5年5月23日（火） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 302会議室

出席委員 被保険者代表（5名）
田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表（4名）
多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表（5名）
頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 黒川 重夫
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表（2名）
藤田 美奈子 大塚 智廣

出席説明員 副市長 田中 良明
保健医療担当保健医療担当部長 浅見 知明
保険年金課長 横田 昌彦
健康づくり担当課長 佐藤 良博
財政課長 佐藤 岳之
保険年金課業務係長 小安 裕史
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 人事異動について
- 2 令和5年度特別会計国民健康保険事業予算について
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応実績
- 4 その他

資 料

- 資料1 令和5年度立川市組織図（抜粋）
- 資料2 令和5年度特別会計国民健康保険事業予算及び事項別明細書
- 資料3-1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて
- 資料3-2 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について
- 資料3-3 新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応実績
- 資料4-1 令和5年度立川市国民健康保険運営協議会委員名簿
- 資料4-2 立川市国民健康保険運営協議会 令和5年度開催スケジュール（予定）
- 立川の国保 No.78

令和5年度第1回立川市国民健康保険運営協議会

令和5年5月23日

【保険年金課長】 新たに被用者保険等保険者代表として国民健康保険運営協議会委員に任命された方へ辞令の交付を行う。

【副市長】 (A委員に副市長から辞令の交付)

【A委員】 よろしくお願ひいたします。

【保険年金課長】 A委員より、自己紹介をお願いしたい。

【A委員】 (自己紹介)

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより、令和5年度第1回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。会議の成立要件の確認について、事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。

(会議録署名委員の指名)

年度初めに当たり、田中副市長より挨拶を頂戴する。

【副市長】 (挨拶)

【会長】 次に、資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 議題1、人事異動について、事務局より報告をお願いします。

【業務係長】 (資料に基づき、事務局の異動について説明。) 4月1日付で着任した健康づくり担当課長より挨拶を頂戴する。

【健康づくり担当課長】 (挨拶)

【業務係長】 人事異動の説明については、以上である。

【会長】 次に議題2、令和5年度特別会計国民健康保険事業予算について、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 資料2、令和5年度特別会計予算及び事項別明細書の53ページで上の表が歳入、下の表が歳出となっている。歳入のほうから説明させていただく。

1款、国民健康保険料。国民健康保険の被保険者数は、前期高齢者の後期高齢者医療制度への移行、また、企業による継続雇用の増加、社会保険の適用拡大等により年々減少してきており、保険料額は令和4年度に比べ1億4,551万6,000円、3.9%の減となっている。

2款、使用料及び手数料。資格証明書及び納入証明書の発行に当たっての手数料の歳入であるが、前年度から2,000円の減となっている。

3款、国庫支出金。東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料及び一部負担金の減免額についての補助金になるが、対象世帯数の減少により、前年度から1万1,000円の減となっている。

4款、都支出金。主となる保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出2款の保険給付費に充てる費用となる。国保加入者の高齢化の進展、医療の高度化等に伴う医療費の増加傾向に加え、新型コロナウイルス感染症による医療の受診控えからの回復基調により、令和4年度に比べ3億604万7,000円、2.7%の増となっている。

5款、繰入金。一般会計から繰り入れる金額であるが、東京都による令和5年度の1人

当たり医療費の推計に基づき、歳出の国民健康保険事業費納付金が増加したことにより、その他一般会計繰入金が5億1,726万7,000円の増となっており、令和4年度に比べ全体で5億5,929万8,000円、28.8%の増となっている。

6款、繰越金。前年度の歳入と歳出の収支差となる。令和4年度の決算後に収入する金額となるので、予算上では1,000円のみ科目存置となる。

7款、諸収入。こちらは延滞金、第三者納付金、不当利得等の収入となっている。令和5年度は、過去の決算額からの推計により、延滞金、第三者納付金、不当利得返還金の見込額がともに減となっていることから、令和4年度に比べ1,813万4,000円、33.7%の減になっている。

以上が歳入となり、次に歳出の説明をさせていただきます。

1款、総務費。国民健康保険を運営していく上での給付や賦課に関わる事務経費である。令和4年度は隔年で行っている保険証の一斉更新の年でなかったことから2億2,800万円ほどの予算だったが、令和5年度は更新の年となるため、前年度から1,074万1,000円、4.7%の増となっている。

2款、保険給付費。医療費に対し、約7割に当たる保険者負担の部分である。国保加入者の高齢化の進展、医療の高度化等により、1人当たりの医療費が毎年増加傾向となっていること、また、新型コロナウイルス感染症による医療の受診控えからの回復傾向が継続していることにより、保険給付費全体として令和4年度に比べ3億1,942万3,000円、2.9%の増となっている。

3款、国民健康保険事業費納付金。保険料収入を主な財源として東京都に納付するものであり、東京都が交付する保険給付費等交付金の財源の一部となる費用である。1人当たりの医療費の増加、また、医療の受診控えからの回復傾向により、令和4年度に比べ3億6,970万5,000円、6.9%の増となっている。

4款、共同事業拠出金。退職者医療制度に係る年金受給者名簿作成負担金を支出するものである。

5款、保健事業費。特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知、糖尿病性腎症重症化予防指導事業等の経費を計上している。40歳以上75歳未満の被保険者数の減少の見込みにより、特定健診委託料及び特定保健指導委託料等は減となっているが、令和5年度の新規事業として特定健康診査受診率向上事業委託料605万円、40歳前健康意識向上等勧奨委託料50万6,000円、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診

査等実施計画策定支援委託料308万円を新たに計上しており、全体で383万6,000円、2.2%の増となっている。

6款、諸支出金。過年度分の保険料の還付や、国や都の精算返還金のための予算となっている。令和5年度は、保険料過誤納還付金及び還付加算金が令和4年度実績より200万円の減となっており、金額は同額減の2,812万1,000円となっている。

7款、予備費。昨年度と同額の300万円となっている。

以上が歳入、歳出予算の内訳で、令和5年度は令和4年度に比べ、それぞれ7億170万4,000円、4.1%の増となり、全体の予算額は176億1,924万2,000円となっている。

【会長】 ただいまの予算の説明について、御質問などあるか。

【B委員】 財政健全化計画の今後の在り方というのが今後の検討課題になってくると理解しているが、そのために、立川市民の方の健康づくりや健康づくりを通じた給付の節約も重要で、費用負担だけに特化しているといけないと思う。今御説明あった中で、令和5年度の新しい委託事業について、説明していただきたい。

【保険年金課長】 その部分について、担当係長のほうから説明させていただく。

【業務係長】 歳出5款の3点の新たな予算計上について、特定健康診査受診率向上事業というのは、新たに成果連動型の民間委託契約方式というものを採用して、成果に応じた支払いをするという契約で現在プロポーザルにて事業者選定を行っている。優れた事業者の手法を採用して受診率向上を図り、市民、被保険者の方の健康状態を把握し、さらには生活習慣病の予防や保健指導につなげたいと考えている。

次の40歳前健康意識向上等勸奨は、国や東京都から実施が推奨されているもので、特定健診の対象となる40歳前の35歳から39歳までを対象に、保健師の生活習慣に関するアドバイスや、利用できる保健健康教室やがん検診の事業や、39歳以下の健診というものを利用していただくような勸奨はがきを送るという内容である。

3点目、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画策定支援というもののだが、これはまとめて立川市保健事業実施計画として策定しており、6年に一度改定して

いるが、今年度は策定年度、来年度が計画の開始年度となっている。これはデータ分析などが重要となってくるので、その策定支援を、専門的ノウハウを持った事業者に委託して効果的な計画を策定していくものである。この計画は、まず立川市の健康課題は何なのか、目標や成果指標を明確にし、それに対する保健事業を設定して、将来的な医療費適正化や健康増進につなげていくという計画となっている。

【会長】 B委員、よろしいか。

【B委員】 はい。ありがとうございました。

【会長】 ほかに御質問はあるか。

次に議題3、新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応実績について、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 資料3、新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応実績について御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応としては、国民健康保険料の減免、また、傷病手当金の支給を令和2年度より実施してきた。

これらは、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少したことにより、生活が著しく困難になった被保険者や、同感染症に罹患したことにより勤務することができなくなった被用者である被保険者の生活を支援するために、国から示された基準、また全額の支援に基づいて実施してきたものである。

このたび令和5年5月8日から同感染症が5類感染症に位置づけられる方針が国より示されたことに伴い、保険料の減免については、令和4年度相当分の保険料まで、また、傷病手当金については、前日の5月7日までに罹患した方の支給分までで財政支援を終了する旨の通知が国より出されたので、その期日をもってそれぞれの取組を終了することとなったものである。

資料3-1は、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の取扱いについて」の国からの通知文。

また、資料3-2は、「国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について」の国

からの通知文である。

資料3-3は、令和2年度から令和4年度までの国民健康保険料の減免及び傷病手当金の支給についての対応実績をまとめたものである。

国民健康保険料の減免は、新型コロナウイルス感染症の世帯の感染状況及び同感染症の影響による収入の状況に応じて保険料の減免を行ってきたものであるが、その対応実績は、令和2年度が955件、減免額は約1億5,487万円、令和3年度は344件、減免額5,268万円、令和4年度は136件、減免額2,089万円と年々減少傾向となった。その理由は、市中の経済状況の変化や、減免になるための収入の要件など複合的な要因があるものと考えられる。

また、傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いのため勤務できなかった期間の給与について、日額の3分の2を乗じた額を支給してきたものであるが、その対応実績は、令和2年度は12件、支給額約76万円、令和3年度は19件、支給額124万円、令和4年度は137件、支給額533万円と、こちらは年々増加し、特に令和4年度は大幅な増加となった。これは、感染力の高いオミクロン株の新たな発生等により、感染者数が大幅に増加したことが要因と考えられる。

【会長】 ただいまの説明について、御質問などあるか。

【C委員】 傷病手当金の支給の増加について、オミクロン株の感染力が強かったということだが、市民への周知という市の努力もあるのではないかと思うのだが、いかがか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 保険料の減免や傷病手当金については、広報に毎年1回挟む冊子や、ホームページ等々で周知を行い、また傷病手当金については市民からお電話の問合せも多かった。そのときは、担当また係から丁寧な御説明をさせていただいた。そういったところが申請者数の拡大につながったものではないか考える。

【C委員】 ありがとうございます。

【会長】 C委員、よろしいか。

【C委員】 はい。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【D委員】 国民健康保険の傷病手当金の支給に関して、立川市の国民健康保険の加入者のうち、給与所得を受けている方というのはどれくらいの割合なのか。国民健康保険は自営業の方が多いような印象を持っていたが、給与所得の方はどの程度の割合なのか。

【会長】 分かるか。

【保険年金課長】 後日回答させていただく形でもよろしいか。

国民健康保険は、基本的には事業主の方や非正規雇用の方が多いかなと思う。

給与所得の方は非正規の方の部分ということだが、近年、非正規の方というのは比率の中では増えてきているかと思うが、正確な数字は、次回また御回答させていただきたい。

【D委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに御質問はあるか。

【A委員】 D委員の質問に関して、週20時間未満で働いている方が今回の対象になるという理解でよろしいか。

【会長】 事務局、お願いします。

【A委員】 組合健保のサラリーマンとして働いている方の制度が変わって、週20時間以上で一定規模以上のところは強制適用という形になったので、恐らく短時間の方や、小さな事業所でまだ保険加入が4分の3を満たしていないような方が今回の対象になるのかなと思ったが、その認識が合っているか、確認したい。

【保険年金課長】 補足ありがとうございます。

【会長】 それでは、次回、国保加入者の中で給与所得を受けている方の割合、その勤務形態を調査して御報告させていただく。最後にその他として、事務局から願います。

【業務係長】 それでは、次回以降の予定について、資料4-2。今年度のスケジュールである。今年度の特徴としては、データヘルス計画等の作成年度になるので、メインとなる保険料の審議のほか、データヘルス計画等の御検討もお願いしたいと思っている。

次回は7月31日月曜日、場所は209会議室での開催を予定。その次は10月18日水曜日の開催を予定している。開催通知は後日郵送させていただく。

【会長】 今年度の開催スケジュール、データヘルス計画の策定の説明があったが、関連して何か聞きたいことがあるか。

【E委員】 立川市役所の中や会議で、マスクはいつまで着用という決まりはあるか。

【会長】 保健医療担当部長。

【保健医療担当部長】 市職員のマスクの着用といった方針は、現在つくってある。それによると、5月8日以降、5類移行になったが、市役所の仕事は不特定多数の市民に接する仕事が大変多いということで、様々なリスクを抱えた方も多く来庁されるということから、現在は、直接市民と接する窓口職場、また市民の家を訪問する際、また打合せ、面談等で市民とじかに接するといった場面では、市の職員にはマスクの着用を求めるとしている。

ただ、前提としては、広く国民と同様に市の職員もあくまで自主的な判断に委ねるといったことがあるので、感染状況を見ながら、現在の方針を今後どう見直すのかを含めて、改めて協議していきたいと考えている。

こちらの会議で委員の皆様のマスク着用は、あくまで自主的な御判断で結構である。

【会長】 E委員、よろしいか。ほかにあるか。

【F委員】 今後は健全化ということで、データヘルス計画や要望を踏まえてやっている中で、一つ一つ細かいところも潰していかなくてはならないと思っている。例えば、本来は被用者保険に入るべき人が国保に入っているというケースもあろうかと思う。そういったところは、今、市のほうではどの辺まで押さえられているのか。入ってきたものは、法人企業に勤めている、勤めていないにかかわらず国保に入れてしまっている状態なのか。

【保険年金課長】 指摘いただいた部分については、立川市だけじゃないのかもしれないが、精査ができてない状況であり、申請があったものは国保への加入をしている。

【F委員】 これは本来であれば国民健康保険で負担すべきでない方へ市としても大きな財政援助をやっているわけである。国保では負担すべきでないという姿勢は何らかの形で示して、機構とタイアップしながらやっていくという道筋もあるのではと思う。一つ一つを潰していかないと負担というのは増えていく一方なので、その辺も今後の検討課題に入れていただければと思う。

【会長】 ほかによろしいか。

本日予定された議題は以上となるので、国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —